

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの東松島市民の皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

東松島市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお電話下さい。



お問合せ先

社会福祉法人東松島市社会福祉協議会
暮らし安心サポートセンター（総合相談窓口）
東松島市小松字上浮足252-3（老人福祉センター内）

電話：0225-98-6925

受付時間：（月～金曜日 9：00～17:00）

場所はこちらです

暮らし安心
サポートセンター
（老人福祉センター内）

保健
相談
センター

東松島市
コミュニティ
センター

東松島市役所

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある東松島市民の方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄	
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>	
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を下回っている ※東松島市の場合 (単位：円)	<input type="checkbox"/>	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>	

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、
くらし安心サポートセンターにまずはお電話でご相談下さい。